

（けん引自動車及び被けん引自動車の制動装置）

第 172 条 けん引自動車と被けん引自動車の連結状態における制動性能に関し、保安基準第 13 条の告示で定める基準は、次項から第 8 項までに掲げる基準とする。

2 けん引自動車及び被けん引自動車の制動装置は、けん引自動車と被けん引自動車とを連結した状態において、前条第 2 項第 3 号及び第 8 号の基準並びに次の基準に適合しなければならない。

一 前条第 2 項又は第 3 項の自動車にけん引される場合にあっては、同条第 2 項第 10 号の基準

二 前条第 5 項の自動車にけん引される場合にあっては、同項第 9 号の基準

3 前条第 7 項第 2 号及び第 3 号に掲げる被けん引自動車にあっては、連結した状態において、牽引するけん引自動車の主制動装置のみで同条第 2 項第 3 号及び第 5 項第 4 号基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。

4 けん引自動車及び被けん引自動車の制動装置（被けん引自動車の制動装置であって当該被けん引自動車をけん引するけん引自動車と接近することにより作用する構造であるもの（以下「慣性制動装置」という。）を除く。）は、走行中けん引自動車と被けん引自動車とが分離したときに、それぞれを停止させることができる構造でなければならない。ただし、車両総重量が 1.5 t 以下の一軸を有する被けん引自動車（セミトレーラを除く。）で連結装置が分離したときに連結装置の地面への接触を防止し、けん引自動車と被けん引自動車との連結状態を保つことができるものにあっては、この限りでない。

5 けん引自動車（最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。）及び被けん引自動車（慣性制動装置を備える自動車を除く。）の主制動装置は、けん引自動車と被けん引自動車とを連結した状態において、次に掲げる基準に適合しなければならない。

一 前条第 2 項又は第 3 項の自動車にけん引される場合にあっては、同条第 2 項第 9 号の基準

二 前条第 4 項の自動車にけん引される場合にあっては、同項第 5 号の基準

三 前条第 5 項の自動車にけん引される場合にあっては、同項第 5 号及び第 8 号の基準

6 けん引自動車及び被けん引自動車の主制動装置（慣性制動装置を除く。）は、けん引自動車と被けん引自動車とを連結した状態において、けん引自動車の主制動装置を操作したときに、直ちに被けん引自動車の主制動装置が作用する構造でなければならない。

7 車両総重量が 7 t を超えるけん引自動車及び被けん引自動車（車両総重量 10 t 以下の被けん引自動車及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車又は最高速度 25km/h 以下の自動車によりけん引される被けん引自動車を除く。）の主制動装置は、けん引自動車と被けん引自動車とを連結した状態において、次に掲げる基準に適合しなければならない。

一 前条第 2 項の自動車にけん引される場合にあっては、同項第 11 号及び第 12 号の基準

二 前条第 5 項の自動車にけん引される場合にあっては、同項第 10 号の基準

8 前条第 3 項の自動車にけん引される車両総重量 750kg 以下の被けん引自動車であって、次の各号のいずれかに該当するものにあっては、主制動装置を省略することができる。

一 連結した状態において、けん引自動車の主制動装置のみで別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示【2005.08.16】〈第三節〉第 172 条（連結車両の制動装置）

の別紙1の2.1.2.に定める基準及び前条第2項第3号の基準に適合するもの

二 牽引自動車^{けんい}の車両重量の2分の1を当該被牽引自動車^{けんい}の車両総重量が超えないもの